

外国医師診療所 (国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業)

<初認定>
東京圏：令和6年6月4日

● (国家戦略特別区域法 第24条の2)

規制改革の内容

特例措置前

外国医師等※が臨床修練を行うことができる診療所は、臨床修練指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所に限定

※外国医師、外国歯科医師、外国看護師等

特例措置

適切な指導医等が確保されており、かつ、国際交流に主体的に取り組む診療所であれば、診療所が単独で臨床修練を行うことができる

効果

外国医師等の受入れ促進により、医療分野の国際交流の進展に寄与

規制改革の概要

通常

厚生労働大臣の指定した
臨床修練指定病院

緊密な連携体制が
確保された診療所に限定



特例措置

診療所単独での臨床修練が可能

適切な指導医等の確保

国際交流に主体的に
取り組む診療所

